

「はり・きゅう」「あんま・マッサージ・指圧」療養費の
支払方法の変更について
[平成 31 年 4 月以降の取扱いについて]

「はり・きゅう」、「あんま・マッサージ・指圧」に係る療養費の支払いについては、本来、被保険者が窓口で療養費の全額（10 割）を支払った後、医師国保組合に保険者負担分（9～7 割）を申請する「償還払い方式」が原則ですが、今まで当組合では「代理受領方式」を採用し、被保険者は窓口で一部負担金（1～3 割）のみを支払い、残りの保険者負担分（9～7 割）は施術者と当組合とで請求、支払いを行ってきました。

しかしながら「代理受領方式」では国、県の指導・監査がなく、不正対策がなされていないため、はり師等施術者に対する指導・監査を組み込んだ「受領委任制度」を平成 31 年 1 月 1 日から制度化する旨、厚生労働省から通知がありました。

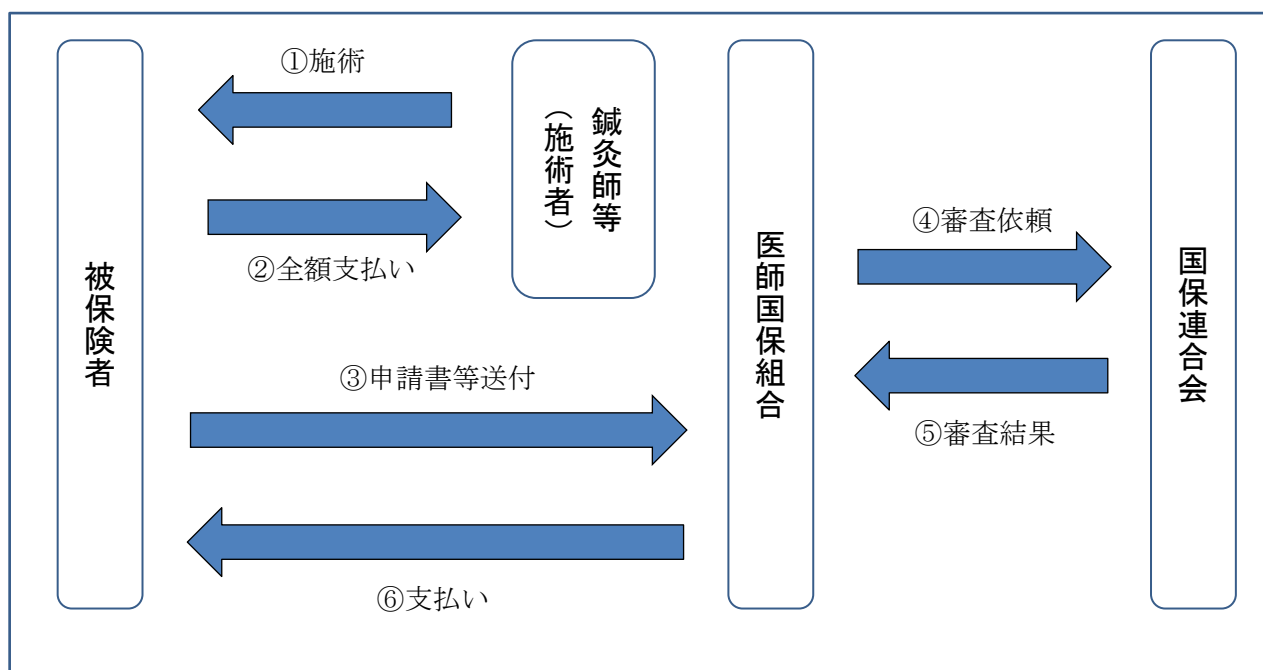
本制度への参加の有無は各保険者に委ねられていることから、当組合としての対応を検討した結果、既に「受領委任制度」を導入している柔道整復師への不正対策の有効性が未だ不明であることなどから、当組合は当面「受領委任制度」へは参加しないこととしました。

なお、「受領委任制度」の開始に伴い、従来の「代理受領方式」は原則廃止となることから、平成 31 年 4 月以降、当組合の被保険者が、はり・きゅう、あんま・マッサージ・指圧の施術を受けた場合（主治医がその必要性を認め、文書により同意された場合に限り）、療養費の支払いは「償還払い方式」に変更となります。

経過措置として、平成 31 年 3 月施術分までは従来どおり「代理受領方式」を受け付けますが、平成 31 年 4 月施術分以降は、代理受領による申請があっても受け付けすることはできません。

[平成 31 年 4 月以降] 償還払い方式	被保険者は、窓口で一旦療養費の全額を支払い、その後、当組合へ保険者負担分（9 割～7 割）の支払いを求めて申請手続を行います。申請を受け、当組合は健康保険の支払い対象であるか等を審査のうえ、被保険者に支払います。
[平成 31 年 3 月まで] 代理受領方式 ※受領委任制度の開始に伴い原則廃止	被保険者は、窓口で療養費のうち本人負担分（1 割～3 割）のみを支払い、残りの保険者負担分（9 割～7 割）は、施術者からの請求に基づき、当組合が施術者に支払います。 ※本来は被保険者が行うべき請求・受領を、被保険者本人に代わって施術者等が行うよう民法上の委任をする（代理受領）もので、療養費本来の支払方法ではありません
受領委任制度 ※当組合は参加しません	請求、支払い方法は代理受領方式と同様ですが、受領委任制度では、施術管理者と関東信越厚生局長及び長野県知事の契約によりルールが明文化されるとともに、施術者に対する指導・監査が行われます。

支払いの流れ（償還払い）



申請の流れ

- (1) 医師の同意のもと施術を受ける
- (2) 施術料の全額を施術所窓口で支払い、領収書を受け取る
- (3) 申請書の作成
- (4) 申請書の提出

提出書類

【毎月必要】

- 『療養費支給申請書』（はり・きゅう用）（あんま・マッサージ用）
※「施術内容欄」「施術証明書」は施術者に記入してもらってください
※項目を満たしていれば、施術所で利用している様式に替えることも可能です

- 『領収書（原本）』

※全額自己負担額の記載、患者氏名、施術日、領収印のあるもの

【初回および6か月ごとに必要】

- 『医師の同意書（原本）』

【該当する場合に必要】

- 『施術報告書（写）』 『往療状況報告書（内容が分かるもの）』
- 『1年以上・月16回以上施術継続理由・状態記入書』

- (5) 審査・支払い

- ・通常、お支払いは申請から1～2か月後になります
- ・審査の結果、支給できない場合もあります